

MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 (<http://www.ms-ins.com/marine>)



準日本船舶制度について

2013年5月17日、海上運送法 第39条の5に基づく「準日本船舶」の認定第1号船が誕生しました。本稿では、準日本船舶制度の内容と創設の背景についてご紹介します。

1. 準日本船舶制度とは

日本の外航船社が運航する外国船舶のうち、広域災害などの有事の際に国土交通大臣が発令する航海命令に際して、日本船舶に転籍し確実に速やかに航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度です。日本船舶に転籍するために必要となるトン数の測度については、手続きを迅速化するため、当該準日本船舶の認定時にあらかじめこれを行うこととされています。

2. 制度創設の背景

(1) 日本籍船・外航日本人船員の減少

外航日本船舶及び外航日本人船員は、日本国の管轄権・保護の対象であり、経済安全保障の観点から平時より一定規模確保することが必要ですが、円高等によるコスト競争力の喪失から、外航日本船舶は最も多かった昭和47年の1,580隻から平成18年には95隻へ、外航日本人船員は昭和49年の約5万7,000人から平成18年には2,650人へと極端に減少し、極めて憂慮すべき事態となっていました。

(右図出典：海洋政策研究財団 HP 内)

■日本籍船・外航日本人船員の減少

(資料：国土交通省海事局)

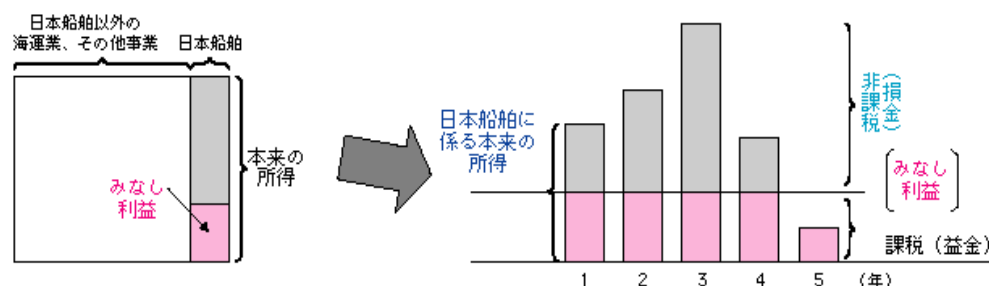


(2) トン数標準税制の導入

こうした状況の中、外航日本船舶及び外航日本人船員を計画的に増加しようとする外航海運事業者に対して、主要海運国で導入されている「トン数標準税制」をインセンティブとして与えるため、平成20年7月に当該税制が導入されました。トン数標準税制の適用を受けた場合、事業者は、外航日本船舶に係る利益について、実際の利益に基づく通常法人課税に代えて、船舶の純トン数に基づく「みなし利益課税」を適用することができます(下記図のとおり、実際の利益として黒字が生じた場合には、みなし利益に基づく課税を受けることができます)。

トン数標準税制の導入により、外航日本船舶は平成20年の98隻から平成23年には136隻に増加、外航日本人船員数は平成21年の2,312人から平成23年には2,408人に増加しました。これらの隻数・人数増については、トン数標準税制の十分な効果が出ていると評価されています。

税額計算の模式図



(出典：国土交通省 HP)

(3) 東日本大震災と原発事故

上記のとおり、トン数標準税制の政策効果は着実に出ていますが、適用範囲が外航日本船舶に限定されており、安定的な国際海上輸送を確保するための日本船舶の必要規模として試算された隻数(450隻)を確保するには、現行税制のもとでは相応の期間を要すると考えられています。

特に東日本大震災後、京浜港(東京・横浜港等)への寄港の取止め及び各国による独自の航行制限の事例があったことから、できる限り早期に経済安全保障体制を確保できるよう、外航日本船舶の増加のペースアップ及びこれを補完する船舶の確保を促進する施策を講じる必要が出てきました。

■京浜港(東京・横浜港等)への寄港の取止めの事例

- ・東日本大震災発生2ヶ月(平成23年3月14日～5月13日)の間に、外航定期コンテナ船の約1割に当たる42隻(470隻中)の寄港取止め。
- ・福島第一原発事故による放射線量の増加等の懸念から、タンカー・ケミカルタンカーが東京港への入港を拒否。積荷の重油及びケミカル類の荷揚げができない事態が発生。

■各国による独自の航行制限等の事例

- ・アメリカ合衆国政府は、福島第一原発から50マイル(80km)の範囲の海域における航海を避けるよう推奨。
- ・米国沿岸警備隊は福島第一原発から400kmの範囲の海域を通行した場合、特別放射線検査の対象とすることを公表。

(4) 準日本船舶制度適用のメリット(トン数標準税制の拡充)

以上の背景から、平成24年第180回国会にて準日本船舶制度の創設を内容とする「海上運送法の一部を改正する法律」が成立しました。また平成25年度税制改正大綱(*)において、トン数標準税制の適用対象を、外航日本船舶に加え「準日本船舶に拡充」することが盛り込まれました。

(*)【参考】平成25年度税制改正大綱(平成25年1月29日閣議決定)

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)について、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定(変更の認定を含む。)を受けた対外船舶運航事業を営む法人については、日本船舶による事業収入に加えて、海上運送法に規定する準日本船舶で国土交通大臣が確認したものによる事業収入をこの特例の対象とする。なお、この場合における準日本船舶の100純トン・1日当たりのみなし利益の金額は、準日本船舶の純トン数に応じて次のとおりとする。

1,000 トン以下の純トン数	180 円
1,000 トンを超え 10,000 トン以下の純トン数	135 円
10,000 トンを超え 25,000 トン以下の純トン数	90 円
25,000 トンを超える純トン数	45 円

この準日本船舶制度によって一定の外国船舶を確保することにより、早期に安定輸送・経済安全保障の確立が達成されることが期待されています。

以上

参考資料:

国土交通省 平成24年度政策レビュー結果(評価書)

「トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保」